

別記様式第16号（第16条、第17条関係）

対象業者処分票

被 処 分 者	認定証番号	福井県公安委員会 第301号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	三好代行
	主たる営業所が所在する市町	福井県鯖江市
処分年月日		平成30年7月11日
処分内容		指示処分
処分理由		公安委員会に対する認定事項の変更届出を行っていなかったことが判明したもの。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
処分を行った公安委員会		福井県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。